

2019年4月15日

お客さま各位

株式会社筑邦銀行

10連休に伴う外国仕向送金のご案内

平素より筑邦銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、新天皇の即位に伴い、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行なわれる日を休日とする法律の施行に伴い、本年は4月27日（土）から5月6日（月）までの10日間は休祝日となります。

この期間の前後、特に連休直前日の4月26日（金）及び連休直後日の5月7日（火）につきましての、外国仕向送金について、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 対象のお取引

外国仕向送金取引

2. お願い

4月26日（金）および5月7日（火）につきましては、お取引が集中することが予想されます。

つきましては、誠に勝手ながら4月26日（金）および5月7日（火）の両日に限り外国仕向送金の受付時限を**12時まで**とさせていただきます。

なお、上記時限内に受付しました外国仕向送金につきましても、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止にかかる確認、その他の理由により、当日中に電文を発信できない場合がございますので、両日を送金希望日とする外国仕向送金につきましては、ご送金希望日の前日までにお取引店にお持ち込み頂きますようお願いいたします。

また、可能であれば4月26日（金）および5月7日（火）以外の日付でのお取引をご検討願います。

3. ご注意いただきたい事項

お客さまからご依頼された外国仕向送金につきましては、10連休の期間中に外国の銀行から送金内容その他に関する照会があった場合、銀行休業日のため回答ができない場合や回答の遅延により外国仕向送金の資金が返却される可能性がございます。

以上

<本件に関するお問合せ先>
筑邦銀行 営業本部
国際営業グループ（田中）
電話 0942-32-5338
（平日9：00～17：00）